

**岡山県生涯学習審議会及び社会教育委員の会議
第5回会議（書面会議）開催要項**

令和2年6月1日（火）

1 議 事

（1）協議事項

・提言（案）について【資料1】

先日いただいた御意見を元に修正しております。別紙「書面決議書」により御回答いただきますようお願いします。

・提言手交について

教育庁内において、熊谷会長から教育長に提言の手交を行う予定です。
（6月中旬を予定。）

2 そ の 他

令和元年度岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員

【任期 平成30年7月6日～令和2年7月5日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	井 辻 美 緒	(一社)やかげ小中高子ども連合代表理事	社会教育関係者
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大 西 泰 子	(一社)岡山県婦人協議会会長	社会教育・家庭教育関係者
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
6	熊 谷 慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
7	清 水 玲 子	(株)山陽新聞社営業局事業部副本部長	学識経験者
8	延 江 典 子	岡山県青年団協議会副会長	社会教育関係者
9	波 多 洋 治	岡山県議会議員	学識経験者
10	福 本 まゆみ	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
11	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ代表理事	家庭教育関係者
12	藤 木 茂 彦	(株)丸五代表取締役社長	学識経験者
13	松 本 俊 郎	放送大学岡山学習センター所長	学校教育関係者
14	村 上 岳	瀬戸内市民図書館長 (岡山県都市図書館協会副会長)	社会教育関係者
15	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長	社会教育関係者

(50音順)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

1 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(案)

保護者の学び方改革

まなかつ

～みんなで育つ、学活のススメ～

(提言)

令和2年5月

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議

目 次

はじめに	3
第1 現状と課題	4
1 家庭における保護者の役割について		
2 子育ての現状と課題について		
(1) 子育ての悩みや不安の実態		
(2) 保護者の学校や地域との関わりの現状と課題		
(3) 家庭教育支援の現状と課題		
3 県内の子どもの現状と課題、及び、保護者に求められること		
(1) 県内の子どもの現状と課題		
(2) 保護者に求められること		
第2 テーマ設定	13
第3 事例の整理	14
1 事例の収集と整理の仕方について		
(1) 事例の収集		
(2) 事例の整理		
2 保護者の学びにつながる事例について		
(1) 子どもを教え導くために学ぶ取組		
(2) 子どもと保護者が一緒に活動したり、学んだりする取組		
(3) 地域に開かれた教育課程の推進		
3 様々な取組に参加が困難な保護者への対応事例について		
第4 まとめ	22
第5 提言	24
参 考	26
岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員名簿 提言の概要		

はじめに

現代社会においては、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業革命の進展など大きな変革の中にあり、地域社会においても、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面しています。このような状況の中、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されており、これらの向上や再構築についての支援に関する取組が強く求められています。また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭で過ごす時間が増加しており、家庭教育の重要性が改めて問われているところでもあります。

岡山県の子どもをめぐる状況については、暴力行為などの問題行動や不登校、学力問題など、厳しい状況にあることから、平成26年4月から「晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、「生き生き岡山」の実現に向け、「教育県岡山の復活」を重点戦略として取り組んでいるところです。

特に、ここ数年は、家庭学習の時間が他県と比べて少ないことへの対応や、スマホ・ネット問題の対応など、家庭教育に関する取組について、県教育委員会としての働きかけが求められています。

このような中、岡山県生涯学習審議会では、「岡山県生涯学習基本計画」に基づき、県の生涯学習施策について調査・審議しました。そして、生涯学習基本計画から教育振興基本計画への移行以来、教育振興基本計画の主要な課題をテーマに研究審議してきました。また、岡山県社会教育委員の会議では、県の教育課題解決に向け、主に社会全体で子どもを育む教育支援体制づくりを中心に据えながら調査研究を進めてまいりました。

そしてこの度、生涯学習審議会と社会教育委員の会議は、審議内容が密接に関係することから、この2つの会議を同時開催することとし、研究を進めてまいりました。今回の研究では、今までの研究が子ども中心で、保護者に焦点を当てた研究が少なかったことや、県の教育課題の解決に向け保護者の役割が重要であることなどから、研究課題を「保護者の学び方改革～みんなで育つ、学活まなかつのススメ～」と設定しました。この研究では、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校という場を拠点にした、子育てに関する保護者の学びについて、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる県内外の好事例を整理しました。

この提言で、「子どもを教え導くために学ぶ取組」に集中している子育てから、子どもの成長に伴って「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」を加えたものへ、保護者の意識改革が進むことを期待します。そして、学校という場を拠点にした子育てに関する保護者の学びの意味を再認識まなかつするとともに、保護者が他の保護者、地域の大人、子どもとの関わりを通して学ぶ取組（学活まなかつ）が県内各地で推進されることを期待します。

岡山県生涯学習審議会

及び岡山県社会教育委員の会議

会長 熊谷 慎之輔

第1 現状と課題

1 家庭における保護者の役割について

家庭における保護者の役割については、教育基本法第10条第1項に、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされています。

また、同条第2項には、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と明記されており、国、県や市町村の役割が示されています。

これに基づき、各家庭の自主的な家庭教育が行われており、国、県や市町村においては、様々な家庭教育支援の取組が行われています。(具体的な取組については、図7参照。)

2 子育ての現状と課題について

子育ては、家庭・学校・地域で連携しながら取り組んでいくことが重要であることから、子育ての現状について、「(1) 子育ての悩みや不安の実態と課題」、「(2) 保護者の学校や地域との関わりの現状と課題」、「(3) 家庭教育支援の現状と課題」に分け、保護者自身の状況、子育てをしている保護者の周辺の状況、家庭教育への支援の状況について説明します。

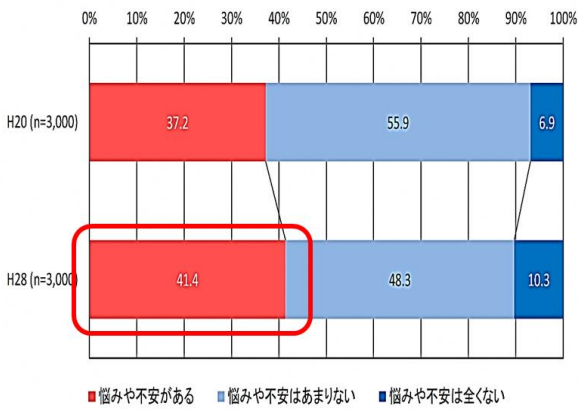
(1) 子育ての悩みや不安の実態と課題

ア 子育ての悩みや不安の有無、その内容

各家庭の子育ての実態について、子育ての悩みや不安の有無から現状を見てみると、平成28年度の国の調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」(以下「国の実態調査」という。)によると、子育てについての「悩みや不安がある」と回答した保護者の割合は、平成28年度は41.4%と平成20年度に比べ若干増えています。(図1参照)

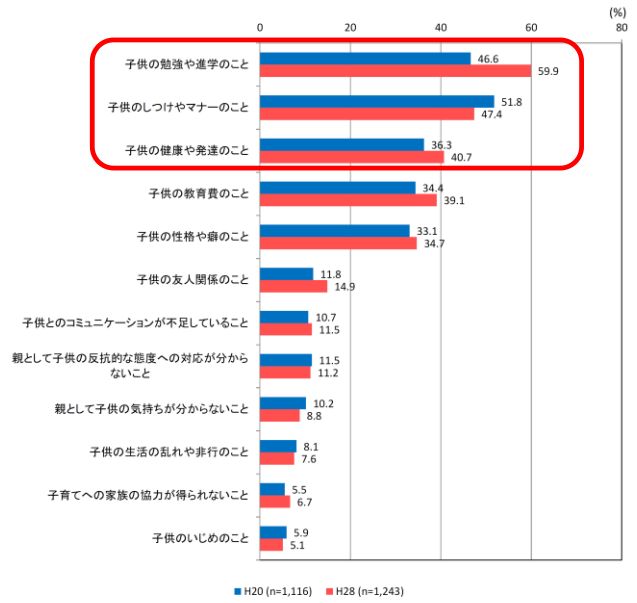
また、その内容については、「子供の勉強や進学のこと」が59.9%で最も高く、次いで「子供のしつけやマナーのこと」が47.4%、「子供の健康や発達のこと」が40.7%となっています。(図2参照)

図1 あなたは、今、子育てについて悩みや不安がありますか。



出典：国の実態調査

図2 あなたは、子育てについて主にどのような悩みや不安を持っていますか。悩みや不安が大きなものから順番に3つまでお答えください。(複数回答として集計)



※1～3番目の回答を複数回答として集計したため、各選択肢の割合を合計しても100とはならない。

出典：国の実態調査

イ 子育ての悩みや不安の相談相手、困ったときに助けてくれる人

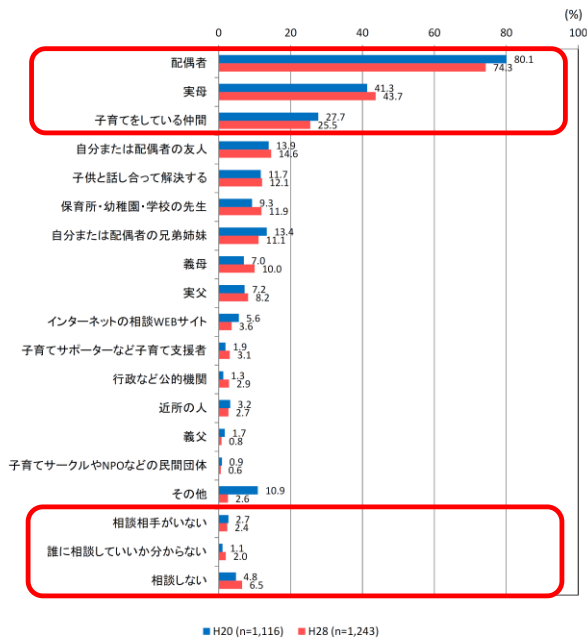
子育てについて悩みや不安があるときの主な相談相手については、国の実態調査によると、「配偶者」が74.3%と際立って高く、次いで「実母」が43.7%、「子育てをしている仲間」が25.5%の状況となっています。(図3参照)

また、困ったときに助けてくれる人については、「配偶者」が65.7%で最も高く、次いで「実母」が50.6%、「実父」が36.4%の状況です。(図4参照)

しかし、相談先として、インターネットの相談Webや行政などの公的機関、子育てサポーターなど子育て支援者を頼って相談している保護者も若干います。また、困ったときに助けてくれる人についても、子育て支援団体を活用している保護者もいますが、いずれもその割合は低く、全体的には保護者にとって身近な人がその役割を担っています。

また、主な相談相手について「相談相手がいない」、「誰に相談していいか分からない」、「相談しない」と回答した保護者がいることや、困ったときに助けてくれる人について、「近くにそのような人はいない」と回答した保護者がいることから、家庭の孤立が窺われます。

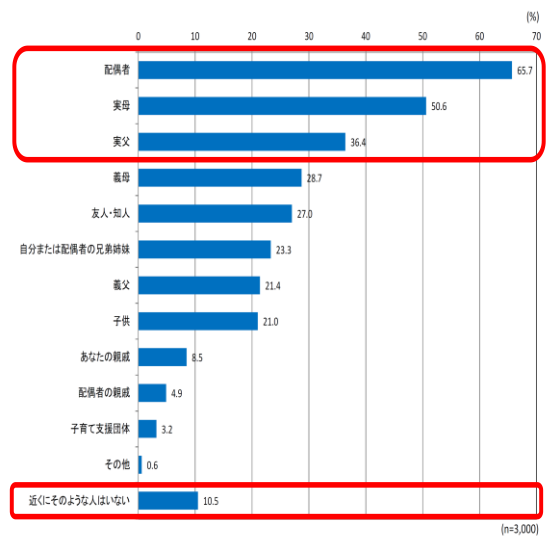
図3 あなたは、子育てについて悩みや不安がある時に、主に誰に相談しますか。相談の頻度が多い相手、またはふさわしい相手の順番に3つまでお答えください。(複数回答として集計)



※1～3番目の回答を複数回答として集計したため、各選択肢の割合を合計しても100とはならない。

出典：国の実態調査

図4 困った時に助けてくれる人は近くにいますか。(複数回答)



出典：国の実態調査

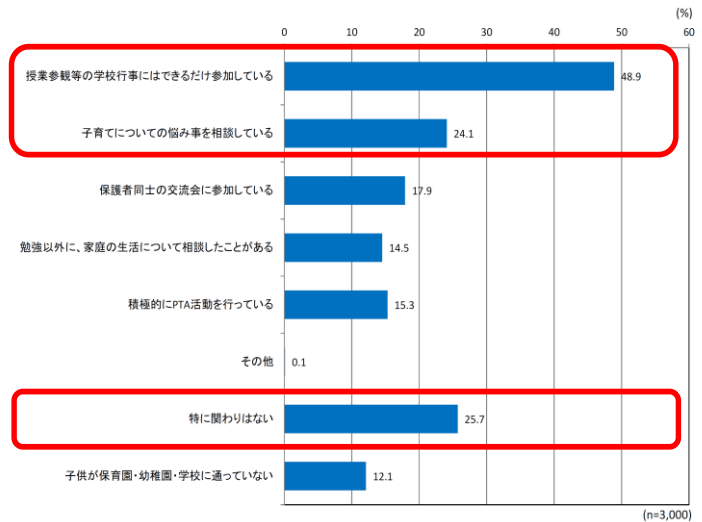
(2) 保護者の学校や地域との関わりの現状と課題

ア 保護者と学校との関わり

子どもを通じた保育所・幼稚園・学校との関わりの状況については、国の実態調査によると、「授業参観等の学校行事にはできるだけ参加している」と回答した割合が48.9%で最も高く、約半数の保護者が積極的に学校と関わっていることが分かります。また、「子育てについての悩み事を相談している」と回答した割合についても24.1%という状況で、学校が保護者の子育てについて重要な役割を果たしていることが分かります。

しかし、「特に関わりはない」と回答した割合が25.7%あり、仕事の状況など、家庭の事情によっては、学校と関わりを持っていない保護者の存在もある状況が分かります。(図5参照)

図5 保育園・幼稚園・学校との、子供を通じた関係について、当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)



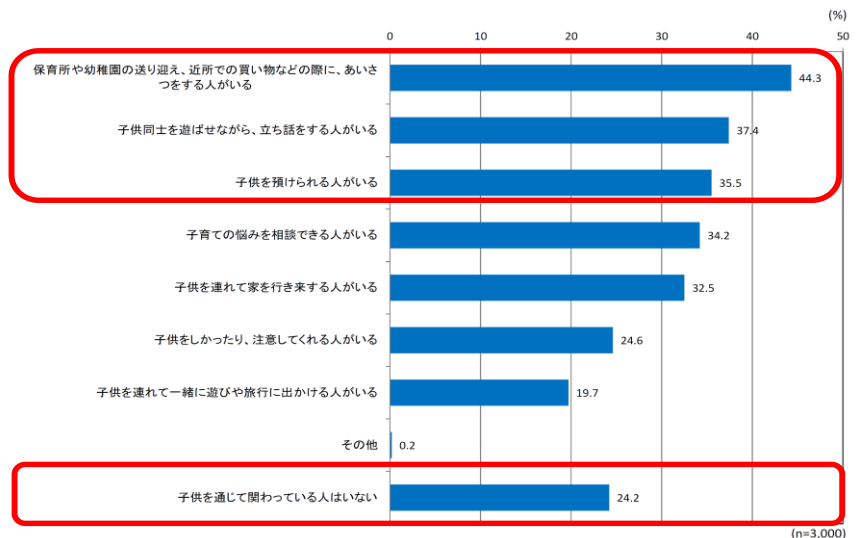
出典：国の実態調査

イ 保護者と地域との関わり

次に、保護者の、子どもを通じた地域との関わりについては、国の実態調査によると、「保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買い物などの際に、あいさつをする人がいる」が44.3%で最も高く、次いで「子供同士を遊ばせながら、立ち話をする人がいる」が37.4%、「子供を預けられる人がいる」が35.5%で高くなっており、子どもを通じた地域とのつながりが生まれ、地域の子どもを地域で育てている状況が見受けられます。

しかし、子どもを通じた地域との関わりについて「子供を通じて関わっている人はいない」と回答した割合が24.2%あり、地域とのつながりがなく、孤立している保護者もいると思われまます。(図6参照)

図6 地域の中での子供を通じた付き合いについて、当てはまるものをすべてお答えください。(複数回答)



出典：国の実態調査

(3) 家庭教育支援の現状と課題

ア 現状と課題

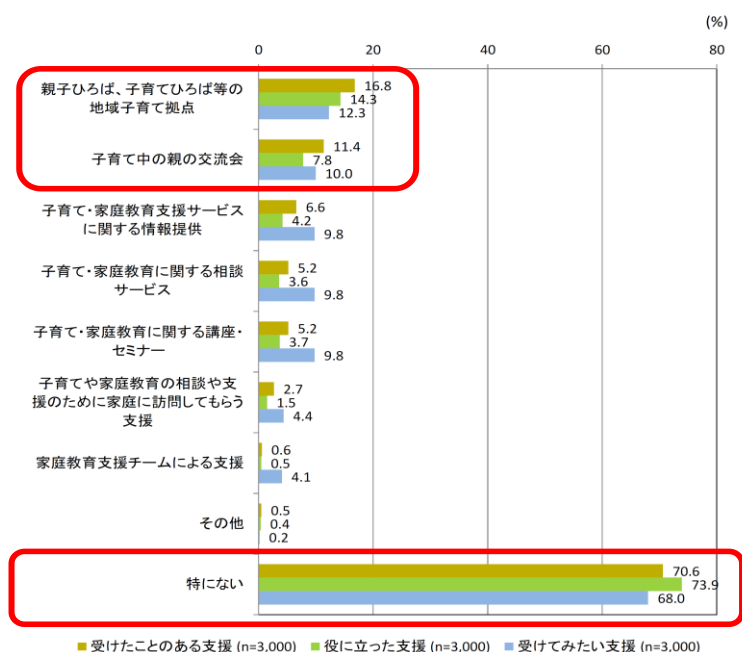
家庭教育支援については、「(1) 子育ての悩みや不安の実態と課題」や「(2) 保護者の学校や地域との関わりの現状と課題」のような保護者の現状を踏まえつつ、国や県、市町村では、保護者への学習の機会及び情報の提供等、必要な施策を行っているところではある。

そして、国の実態調査において、保護者に「子育てや家庭教育について受けたことのある支援」について質問したところ、「親子ひろば、子育てひろば等の地域子育て拠点」で16.8%、「子育て中の親の交流会」で11.4%となっており、これらの取組が回答の中では高くなっています。また、それぞれの項目で「役に立った支援」についても質問したところ、「受けたことのある支援」と比べてみると半数以上の保護者が「役に立った」と回答しており、参加した保護者にとって概ね有意義なものとなっていることが分かります。

しかし、「(2) ア 保護者と学校との関わり」で述べた保護者の学校とのつながりで、学校行事等への参加が48.9%であったことや、学校での子育ての相談等が24.1%だったことと比べると、これらの家庭教育支援については、「受けたことのある支援」又は「受けてみたい支援」と回答した割合は、数値が高い項目でも20%に達しておらず、実施の難しさが窺えます。

加えて、「受けたことのある支援」、「役に立った支援」、「受けてみたい支援」のいずれについても、「特になし」と回答した割合が最も高くなっており、家庭教育支援の取組の難しさが窺えます。(図7参照)

図7 あなたが子育てや家庭教育について受けたことのある支援や、役に立った支援をお答えください。(複数回答) / あなたが受けてみたいと思う子育てや家庭教育の支援をお答えください。(複数回答)



出典：国の実態調査

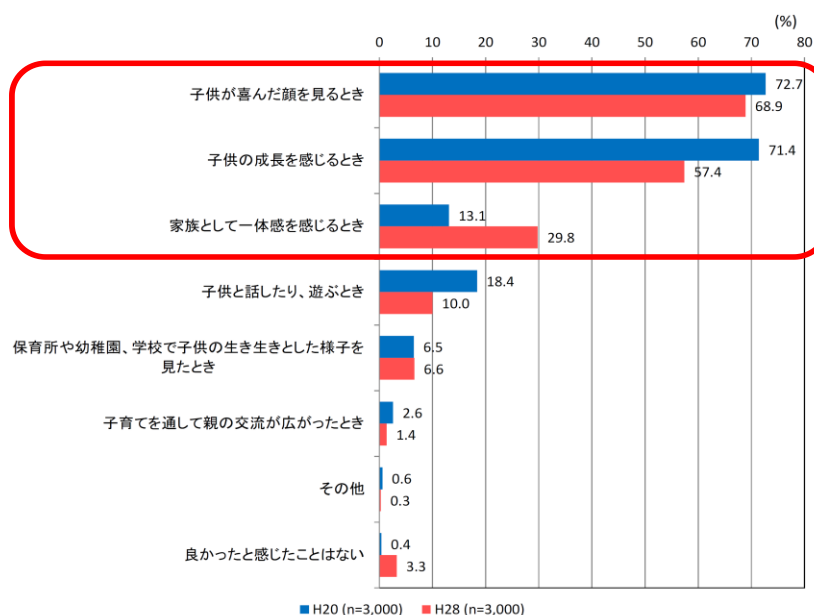
イ 保護者が子育てをしてよかったと感じる内容、及び、自身がやってみたい家庭教育支援

保護者の自主的な家庭教育を支援していくためには、保護者の気持ちに寄り添うことが重要となりますが、国の実態調査において、子育てをしていて良かったと感じるときについて保護者に質問したところ、「子供が喜んだ顔を見るとき」、「子供の成長を感じるとき」、「家族として一体感を感じるとき」に良かったと感じる割合が高くなっています。（図8参照）

一方、保護者自身がやってみたい家庭教育支援について、「子育て中の保護者や家庭を支援するために、あなたはどんな活動や取組をしてみたいと思いますか」と質問したところ、「子どもへのあいさつなどの声かけ」が24.9%で最も高く、次いで「子どもと一緒に遊ぶ活動」が22.6%、「ルールやマナーを守らない子供への注意」が20.6%となっています。そのほか「子育てに関する悩みについて相談にのる活動」、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動」といった保護者同士の活動、「遊びやスポーツ、文化活動などの指導・協力」、「運動会や文化祭などの学校行事への参加」といった、子どもの教育活動を支援する活動などが、保護者にとって抵抗感のない身近な取組として割合が高くなっています。（図9参照）

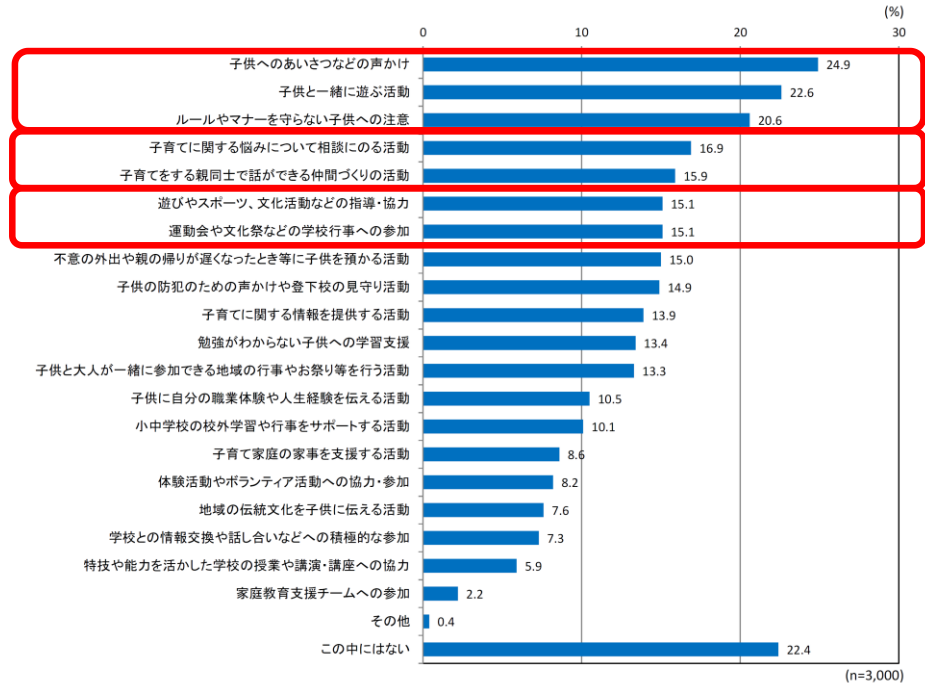
このことを踏まえると、求められる家庭教育支援は、保護者自身が子育てをしていて良かったと感じることができるもの、あいさつなどの声かけのように手軽に取り組めるもの、子どもと一緒に取り組めるもののほか、自分の経験を生かした取組として保護者同士の活動、子どもの教育活動を支援する活動などが、保護者自身にとって身近な活動であり、関わりやすい取組として求められていると考えられます。

図8 子育てをしていて、主にどのようなときに良かったと感じますか。（回答は2つまで）



出典：国の実態調査

図9 子育て中の親や家庭を支援するために、あなたはどんな活動や取組をしてみたいと思いますか。その内容をお答えください。(複数回答)



出典：国の実態調査

以上のように、保護者の子育てに関する悩みや不安の実態、保護者の学校や地域とのつながりの実態、それらを踏まえて取り組まれている家庭教育支援の現状を見ていくと、保護者の子育てに関する学びについては、「子育てに必要な知識を学ぶこと」、「子育て相談をとおして、不安を乗り越えて、子どものために自身が学ぶこと」などのように、「子どもを教え導くために学ぶ取組」を中心とした保護者の学びが多くなっていることが分かります。

3 県内の子どもの現状と課題 及び 保護者に求められること

しかし、近年の県内の子どもの現状と課題を踏まえると、保護者の子育てが、「子どもを教え導くために学ぶ取組」では、解決することが難しい課題が見受けられます。そこで、「(1) 県内の子どもの現状と課題」、「(2) 保護者に求められること」に分け、それぞれの課題について説明します。

(1) 県内の子どもの現状と課題

岡山県の子どもの現状については、学力の問題に関して、全国学力学習状況調査の結果から、子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備等の改善により、一定の成果が現れていますが、複雑で予想困難な社会の中で、子どもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成が求められています。

このような中、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が、小学校6年生で65.9%、中学校3年生で44.1%と低く、全国的にも伸び悩んでいます。また、授業以

外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合については、中学校3年生で本県では64.6%、全国では69.8%となっており、全国と比べ依然として少ないなど、学習習慣の形成に課題がある状況で、各家庭での保護者による働きかけが求められています。

○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

	平成31（令和元）年度 （岡山県）	平成31（令和元）年度 （全国）
小学校6年生	65.9%	65.9%
中学校3年生	44.1%	44.9%

※「将来の夢や目標を持っていますか」の間に、「当てはまる」と回答した割合

【全国学力・学習状況調査】

○授業以外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合

	平成31（令和元）年度 （岡山県）	平成31（令和元）年度 （全国）
小学校6年生	72.1%	66.1%
中学校3年生	64.6%	69.8%

※「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」の間に、「①3時間以上」「②2時間以上、3時間より少ない」「③1時間以上、2時間より少ない」と回答した割合

【全国学力・学習状況調査】

心の教育に関しては、落ち着いた学習環境づくり、いじめや暴力行為等への対応、道徳教育や体験活動の充実等により、学級崩壊や授業エスケープの状況が改善されるなど、規範意識の確立に一定の成果が見られます。特に、暴力行為の発生率については、平成22年度の児童生徒1千人当たり11.3人に比べると、平成27年度には5.1人に半減しているところです。

しかし、スマートフォン等の普及に伴い、インターネット利用に係るトラブルに巻き込まれるケースも増えてきています。スマートフォン等を平日3時間以上利用する児童生徒の割合については、年々増加してきており、各家庭でのルールづくりが求められています。

○小・中・高等学校における暴力行為の発生割合（児童生徒1千人当たり）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
岡山県	11.3	8.6	6.8	6.6	5.2	5.1	5.2	5.8	6.0
全国	4.3	4.0	4.1	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8	5.5

【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

○スマートフォン等を平日3時間以上利用する児童生徒の割合

	平成28年度（岡山県）	平成29年度（岡山県）	平成30年度（岡山県）
小学生	15.5%	17.3%	18.0%
中学生	22.5%	25.1%	27.9%
高校生	34.6%	36.3%	41.3%

※小学校4年生から高校3年生までを対象

【岡山県公立学校におけるスマートフォン等の利用実態調査】

(2) 保護者に求められること

「(1) 県内の子どもの現状と課題」で取り上げた課題のように、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が低いことに関して、求められる保護者の働きかけはどのようなものなのでしょうか。それは「子どもを教え導く」といったものより、むしろ、子どもと寄り添いながら、これから訪れる複雑で予想困難な社会を見越して、将来のことについて話したり、相談に乗るなどの働きかけではないかと考えられます。

同様に、スマホ・ネット問題におけるインターネット利用に関する各家庭でのルールづくりについても、一方的に保護者がルールを作るのでは、子どもの主体性は成長せず、その場しのぎのルールでは持続困難となります。したがって、ここでも必要になるのは、子どもに寄り添い、子どもの意見も尊重しながら、一緒に考えて行くことではないかと考えられます。

このほか、本県でも平成30年7月豪雨を受け、防災教育を県内各地で取り組むことが求められていますが、そのためには地域住民や保護者だけでなく、子どもも地域住民の一人として話合いに参画し、子どもも含めて一緒に考えて行くことが必要ではないかと考えられます。実際、県内外の実践事例の中には、子どもたちのアイデアや取組が大人に好影響を与えている事例も見受けられます。

これらの取組は、「2(3) 家庭教育支援の現状と課題」で指摘した、「子どもを教え導くために学ぶ取組」とは異なっています。子どもが幼いときには、子どもを教え導くことが当たり前となっていますが、子どもの成長に伴って、子ども自身が様々な課題を自ら解決していく力を身に付けさせるためには、「子どもを教え導くために学ぶ取組」だけではない学び方が求められます。特に、近年の子どもの教育課題に対しては、子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりするなど、保護者の子育てに対する意識改革が必要となっているのではないかと考えられます。

第2 テーマ設定

今回は、県の教育課題の解決に向け、家庭における保護者の役割が重要であることから、子育て世代である保護者の学びに焦点を当て研究を行うこととしました。

子育ては、家庭・学校・地域で連携しながら取り組んでいくことが重要で、保護者を中心にそれぞれの現状を見ていくと、子育てに関する悩みや不安を持つ人は約4割程度で、相談先として公的機関等を利用する人もいますが、その割合は低く、保護者にとっては身近な人が相談相手や困ったときに助けてくれる人になっています。次に、保護者と学校との関わりについては、約半数が積極的に関わっており、中には、学校で子育ての相談をしている場合もあり、保護者にとって身近な場所となっています。続いて、保護者と地域との関わりについては、あいさつをする人や立ち話をする人、子どもを預けられる人など、子どもを通じた地域とのつながりが生まれ、地域で子どもを育てている状況も見受けられます。しかし、保護者の中には、相談相手や困ったときに助けてくれる人が身近にいない、学校との関わりもなく、地域との関わりもないなど、孤立している人も存在すると思われれます。

このような中、県や市町村では、「親子ひろば、子育てひろば等の地域子育て拠点」や「子育て中の親の交流会」など、気軽に参加できる交流の場を通じて、相談や保護者同士の交流、講座や情報提供等の取組を行っています。多くの参加者から「これらの取組が役に立った」との肯定的な声もいただいているところです。しかし、学校と比べ、これらの活用の割合は低く、保護者のニーズも高くないと思われる状況があり、家庭教育支援を行う上での難しさとなっています。

一方、求められる家庭教育支援は、保護者自身が子育てをされていて良かったと感じることができるもの、手軽に取り組めるもののほか、自分の経験を生かした取組として保護者同士の活動、子どもの教育活動を支援する活動なども、保護者自身にとって身近な活動に関わりやすい取組であり、「子どもと保護者が一緒に活動したり、学んだりする取組」など、子どもの成長に伴って取り入れていく必要があると考えられます。しかし、現状としては、「子育てに必要な知識を学ぶこと」のほか、「子育て相談を通して、自身の不安を解決」し、広い意味で子どものための取組として自身が学んでいる「子どもを教え導くために学ぶ取組」が依然として多い傾向が窺えます。

そこで、今回の研究では、「子どもを教え導くために学ぶ取組」に意識が集中している子育てを、子どもの成長に伴って「子どもと保護者が一緒に活動したり、学んだりする取組」を加えたものへ、保護者の意識改革が進むよう、研究テーマを「保護者の学び方改革～みんなまなかつで育つ、学活のススメ～」とし、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる県内外の好事例について、特徴や保護者の学びにつながるもの、工夫点などを整理していくこととしました。

研究テーマ

『 保護者の学び方改革 ～みんなまなかつで育つ、学活のススメ～ 』

- ※ 「学活」まなかつとは、学校という場を拠点に、保護者の子育てに関する様々な取組や活動（フォーマルな学び場やインフォーマルな学び場も含む。）で、保護者が他の保護者・地域の大人・子どもと関わりながら、子育てに関する学びを深めていく活動です。

第3 事例の整理

1 事例の収集と整理の仕方について

(1) 事例の収集

今回収集した事例は、下の表のとおりで、1,015 事例です。県内の幼稚園、小学校及び中学校については、県教育庁生涯学習課が実施している「PTA活動状況調査」から事例を収集しました。高等学校については、岡山県高等学校PTA連合会「会報」に掲載されている事例を収集しました。

また、県外については、平成28年度から平成30年度までの「優良PTA文部科学大臣表彰」を受賞している事例のほか、平成28年度の全国都道府県教育長協議会の報告書に記載された事例を参考に兵庫県でのPTCA活動の事例を収集しました。

	事 例	事例数
県 内	・ P T A活動状況調査 平成28年度～平成30年度に県教育庁生涯学習課が実施した調査対象は、幼稚園、小学校及び中学校のP T A活動（岡山市を除く。）	791 件
	・ 岡山県高等学校P T A連合会「会報」 平成23年度～令和元年度分に掲載された活動事例	48 件
県 外	・ 優良P T A文部科学大臣表彰 平成28年度～平成30年度の実例	140 件
	・ 平成28年度の全国都道府県教育長協議会の報告書（「今後の家庭教育支援の在り方について～定量的な効果検証の試みと好事例の収集～」）で紹介された事例 ・ 平成28年度～平成30年度P T C A活動支援事業（兵庫県）の実例	36 件

(2) 事例の整理

収集した事例は、各PTAにおいて学校・地域の実状に応じた特色ある取組が多様な観点から記載されていました。保護者の学びにつながる事例について、直接的につながる研修だけでなく、間接的に保護者の学びにつながる取組も確認できたことから、それらを合わせて「保護者の学びにつながる事例」として収集するとともに、「様々な取組に参加しにくい状況にある保護者に届く学びの事例」も併せて抽出しました。

また、その際、地域とともにある学校運営が求められていることから、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTCA活動等の特色を踏まえて、保護者の参加意欲が高まる工夫について着目しました。

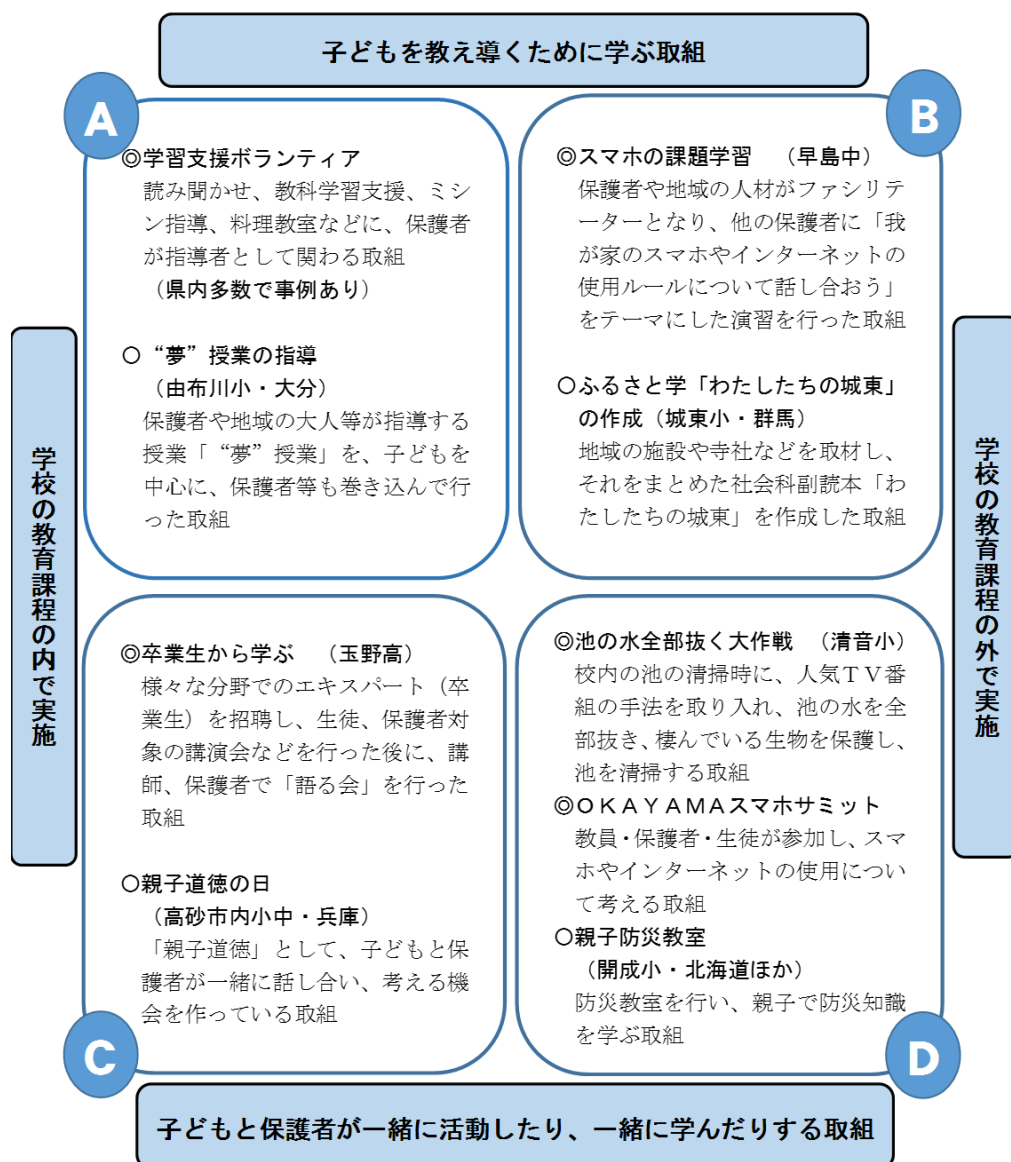
2 保護者の学びにつながる事例について

まず、「保護者の学びにつながる事例」についてです。

全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる県内外の好事例について、「子どもを教え導くために学ぶ取組」と「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」に分けて整理し、これらの取組の中で、特徴等をまとめてみました。

また、この視点に加えて、学習指導要領改訂以降、「社会に開かれた教育課程」が重要であることから、学校の教育課程内での取組か、外の取組かについても分類の視点に加えることで、次のようにPTA等の取組を4つの視点に分類し整理しました。(図10)

図10 ○学校行事やPTA行事で「保護者が学ぶ場」の参考事例（4分割表）



(1) 子どもを教え導くために学ぶ取組

まず、4分割表(図10)の上段、「子どもを教え導くために学ぶ取組」についてです。

学校内(A)の取組は、今までの「おかやま子ども応援事業」の推進によって、多くの学校で充実しています。読み聞かせ、ミシン指導等の学校支援ボランティア、保護者も指導者として関わっています。県外の特色ある取組では、大分県由布市立由布川小学校の「“夢”授業」が挙げられ、保護者や地域の大人等が指導者となり、テーマに沿った授業を行うことで、子どもを中心に保護者や地域の大人が学べる場となっています。

学校外(B)では、早島町立早島中学校で、スマホ・ネット問題を保護者が学ぶ取組に、保護者・地域の人材がファシリテーターとして活躍し、保護者同士の交流や学び合いのきっかけづくりを行った事例です。このほか、浅口市立金光小学校などのPTAの取組で、親父の会などの自然体験活動で指導者になっている事例等、多数の取組事例がありました。県外の特色ある取組では、群馬県高崎市立城東小学校のPTAの取組で、保護者が地域を勉強しながら社会科の副読本を作成しています。

このような「子どもを教え導くために学ぶ取組」について、取組の意味や効果をまとめると次のようになります。

- | | |
|----------|--|
| 【取組の対象】 | ・幼児や小学生への取組の方が多い |
| 【保護者の学び】 | ・子どもに教える知識や技能の学び直し、また、教える方法を学ぶこと
・子どもを集団の中で俯瞰的に捉え「見方・考え方の変化」を学ぶこと
・地域づくりを担う人材が地域の中で「循環」していることを学ぶこと |

まず、取組の対象については、大人と子どもの関係が、教える側と教えられる側の関係の中で進められる取組になっていることから、中学生・高校生よりも、幼児や小学生などのように、比較的幼い子どもを対象とした取組の方が多い傾向があります。

次に、この取組における保護者の学びは、3つあると考えられます。

1つ目は、保護者の立場から見ると、今まで培ってきた知識や技能を子どもたちに教えるための学びであり、もう一度正しい知識や技能を学び直すことや、子どもたちが理解しやすい教え方について学ぶことです。

2つ目は、このような取組への参加から、家庭内での子どもの様子だけでなく、家庭外での子どもの様子について、俯瞰的に捉えることができる学びであり、子どもの社会性に対する「見方・考え方の変化」を促す学びです。

3つ目は、このような取組は、同世代の保護者のみならず、多様な世代の地域の大人との関わりを生み、彼らとの交流の中で、保護者自身、様々な出来事・行事を段階的に経験しながら、地域づくりを担う人材が地域の中で「循環」していることに気づく学びです。

そして、これらの取組の参加者の中には、充実感や生きがいを見出し、積極的に参加されている方もおられます。

(2) 子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組

一方、4分割表(図10)の下段、「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」についてです。

学校内(C)の特色ある取組としては、県外で、兵庫県高砂市の「親子道徳の日」の例がありました。高砂市内の全ての小中学校で、参観日に道徳の授業を行っており、親子が一緒に道徳について話し合う機会を設けることで、子どものみならず、保護者自身の学びにつながるとともに、各家庭の中で行う基本的倫理観などの教え方へのヒントを学ぶ場や、自分の子育てを振り返る場にもなっています。

また、県内ではあまり事例がなかったのですが、県立玉野高等学校で実施している「玉高で語ろう会」では、各分野で活躍する卒業生を招へいして、親子で聴く講演会を実施しています。講演会の後は、PTA役員等の保護者と講師で「語る会」を実施し、更に保護者の学びを深めています。令和元年度は、収納術で有名なタレントを招へいし、「勉強に活用できる収納術」として講演会を開催しています。講演を通して生徒と保護者が同じ場を共有し、その後の家庭の中で、「職業観、人生観」等について話し合うきっかけづくりとなっています。

学校外(D)では、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・山陽新聞社が共催で実施している「OKAYAMA スマホサミット」です。平成26年度からスマホの長時間利用やネット依存等への対応のため毎年実施している取組で、平成30年度から保護者部会も立ち上げ、保護者の目線で、子どものスマホ・ネット問題について検討しています。参加した感想を見ると、スマホ・ネット問題は、保護者が子どもの頃にはなかった課題で、保護者自身もスマホ・ネットに依存している場合もあり、一緒に同じ立場で考えることができる場になっていることが窺えます。また、参加した子どもの感想においても、「親や大人が子どもに寄り添って考えてくれて、うれしく感じた」と回答した生徒がいるなど好影響を与えています。その他、成果報告会に参加した教員や市町村教育委員会からは、保護者と子どもがスマホ・ネット問題について、お互いの気持ちを理解し合いながら家庭のルールを考え、解決に向けて一緒に議論できる場の必要性を多くの方が感じており、社会的なニーズがあると考えられます。

この「OKAYAMA スマホサミット」の取組では、なかなか上手くいかない家庭でのルールづくりについて、同世代の子どもとその保護者が一緒に学んでいくことで、不安を抱える保護者に安心感を与えています。また、同じ悩みを抱える保護者同士の「人とのつながり」の中で悩みを克服していくきっかけを与えてくれるとともに、その場への参加により自分を俯瞰的に捉え、保護者としての成長に気付くきっかけにもなっています。

その他、県内の事例では、総社市立清音小学校で実施した「池の水全部抜く大作戦」がありました。テレビ番組でも人気の取組を、NPOや地域の協力の下、保護者を中心に子どもと一緒に取り組んでいます。この取組も同様に、同じ体験を通して親子で共感しながら環境教育について学ぶ取組になっています。県外の事例では、札幌市立開成小学校の親父の会が企画した防災キャンプも、親子で一緒に災害時の避難所のシミュレーションを体験しながら学んでいます。

このような「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」については、取組の意味や効果をまとめると次のようになります。

【取組の対象】	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に体験しながら学ぶ、幼児や小学生向けの取組 ・一緒に議論しながら課題解決を目指す、中学生・高校生向けの取組
【取組の特徴】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと保護者が当事者として課題解決に向けて学ぶテーマ設定 ・子どもを巻き込むことで、保護者の参加のきっかけとなる
【保護者の学び】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの柔軟な発想に刺激された保護者自身の深い学び ・親子で一緒に課題解決に向かう練習の場としての学び

まず、取組の対象については、2つに分けて考えることができます。

1つ目は、一緒に体験しながら学ぶ幼児や小学生向けの取組です。

2つ目は、地域課題や現代的な課題について一緒に議論しながら課題解決を目指す中学生・高校生向けの取組です。

これらの取組は保護者も子どもも同じ学習者として、一緒に刺激し合いながら学ぶ取組になっており、子どもの発達段階に応じて取り組み方が変化しています。

次に、取組の特徴としては、2つ考えられます。

1つ目は、子どもと保護者が当事者として課題解決に向けて学ぶテーマ設定になっていることですが、これはスマホ・ネット問題のように子どもにも保護者にも身近な課題で、一緒に取り組んでいかないと課題解決には至らないことが理由の一つと考えられます。環境問題や防災問題、伝統文化の継承、地方創生など、新たに生まれる現代的な課題に向き合うに当たっても、同様に一緒に当事者意識を持つことが重要であり、「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」の経験が有効に活用され、取り組まれています。

2つ目は、子どもを巻き込むことで、保護者の参加のきっかけとなっており、多くの保護者を巻き込む可能性を感じます。

続いて、保護者の学びについては、2つ考えられます。

1つ目は、保護者は子どもの柔軟な発想に刺激されて、自身も深い学びへと促されていると言えます。

2つ目は、保護者と子ども、同世代の家族とともに、一緒に課題解決に取り組む場となることで、親子が一緒に課題解決の「方法」を学ぶ場となっています。これは、今後、子どもの成長に伴って訪れる課題に対して、親子で一緒に解決に向かっていくための練習の場として活用していくことができると考えられます。

(3) 社会に開かれた教育課程の推進

続いて、4分割表（図10）の左右の軸についてです。

社会に開かれた教育課程を推進していく上で、今回整理した4分割表のような保護者の学びにつながる取組についても、地域学校協働活動の中で充実していくことが、子どもの教育課題解決の一助になることから重要と考えられます。

そこで、保護者の学びにつながる「学校という場」の特徴について整理すると、次の5点を挙げるすることができます。

【学校という場
の特徴】

- ・最も身近で、子どもをきっかけとして参加できる場
- ・日々の子育てで生じる悩みや不安を同じ立場の仲間と共有できる場
- ・他の保護者や子どもと一緒に学び合うことのできる場
- ・子どもの発達段階に合った子育ての情報の提供の場
- ・同世代の子どもの保護者とつながる接点の場
- ・地域とのつながりを与えてくれる接点の場

このように、学校という場は保護者にとっても重要な役割を果たしていると考えられます。特に、核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変化や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育ての不安を抱える保護者が増加していますが、このような不安を抱える保護者に対して、学校という場を拠点に、様々な人とつながり、保護者の学びを応援していくことは重要であると考えられます。

しかし、学校の教員が、保護者に対して働きかけていくことには、限度があることから、保護者や地域住民が学校運営に意見を反映させる仕組みの学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するとともに、PTAや地域住民も含まれるPTCA、地域学校協働本部等を活用しながら、保護者同士のつながり、保護者と地域住民、家庭教育支援チーム等とのつながりを促進し、保護者の学びを応援していくことは、有効な方法であると考えられます。

そして、子どもや保護者、各家庭の実態が関係してくるスマホ・ネット問題のような教育課題を、保護者も含めた取組として、また、持続可能なものとして考えていく場合、学校の教育課程内で実施するのか、教育課程外で実施するのか、地域の実状に応じて、意図的・計画的に工夫していくことも一つの方法と考えられますが、その際の工夫として、平成30年に岡山県社会教育委員の会議で提言した「子どもを核とした地域づくり～子どもも大人も学び合い、成長し合える持続可能な地域づくりをめざして～」が参考になります。

この提言では、子どもを核とした地域づくりを一層推進するため、「協議の場」※1が県内各地で行われることを求めています。地域の教育力や家庭の教育力をどう支援していくのか「協議の場」の中で検討し、学校、家庭、地域が連携した取組を推進していただけたらと思います。

【地域学校協働
活動の中での
充実】

- ・保護者の学びにつながる取組についてもコミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、「協議の場」の中での検討

なお、様々な事情から、このような学びの場に参加が困難な方もおられます。そのための支援も必要ではないかと考えられます。

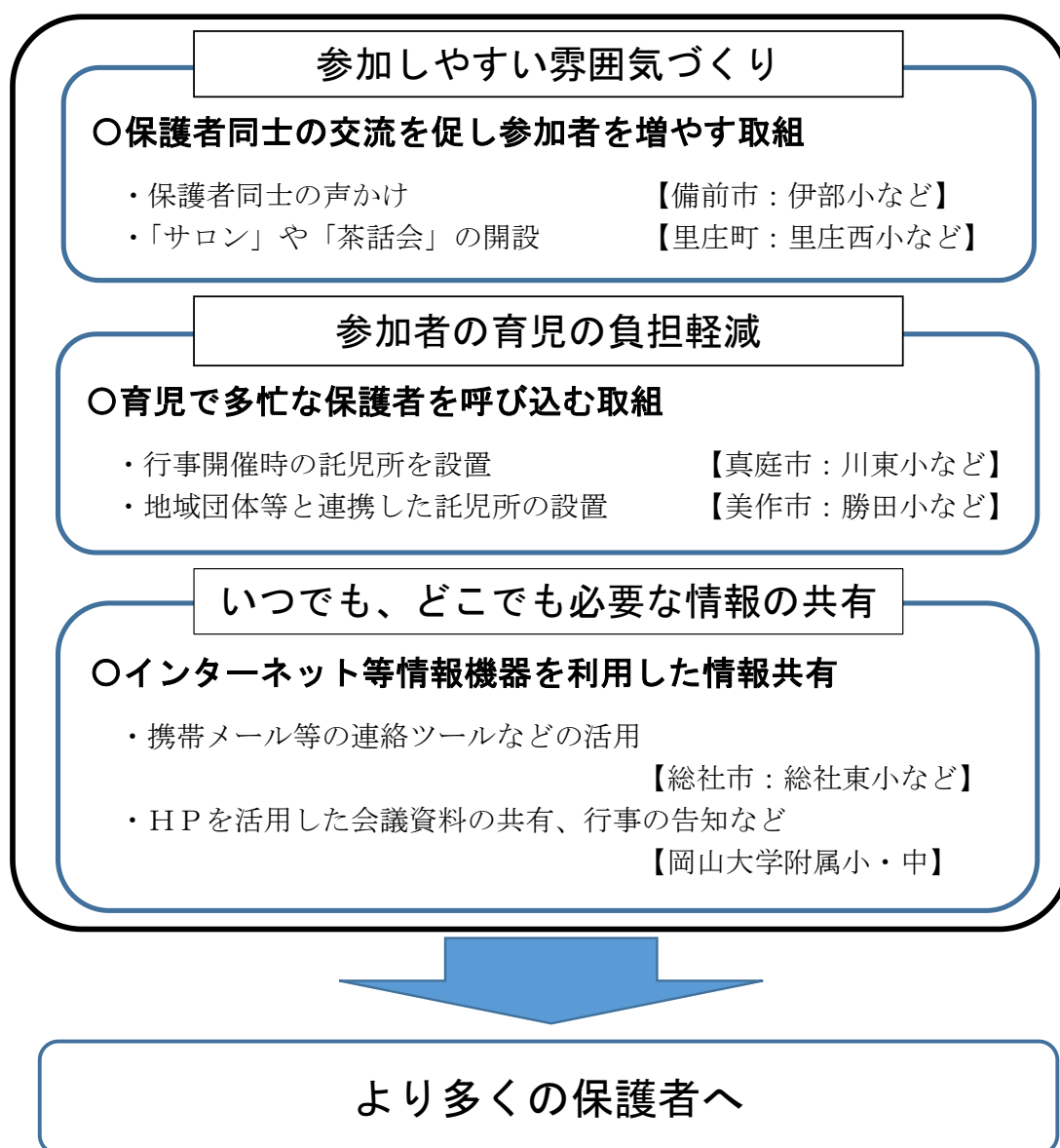
※1 「協議の場」：子供に関わる多様な立場の人が一堂に会し、「子どもたちがどのような課題を抱えているのか」などの子どもの実態を共有し、これからの時代を生き抜く力を育成していくために、「地域でどのような子どもを育てていくのか」、「何を実現していくのか」という目指す子ども像やビジョンの協議をする場。共有した目標に向かって、学校・保護者・地域が対等な立場でパートナーとして連携・協働し、具体的な取組を協議する場。

～平成30年5月岡山県社会教育委員の会議提言より抜粋～

3 様々な取組に参加が困難な保護者への対応事例について

次に、悩みや不安の解決について、必要な情報が得られていないことから、様々な取組に参加が困難な状況にある保護者に届く学びの事例を収集したところ、県内でも多数の取組が行われており、次のように大きく3つの観点、「参加しやすい雰囲気づくり」、「参加者の育児の負担軽減」、「いつでも、どこでも必要な情報の共有」に分けて整理することができました。(図 11)

図11 ○様々な取組に参加が困難な保護者への対応事例について



まず、「参加しやすい雰囲気づくり」では、保護者の参加しやすい学校行事との同日開催で気軽に交流できる場として「サロン」、「茶話会」を実施している事例で、県内では、里庄町立里庄西小学校など、多数の学校園で取り組まれています。これらの取組は、参

観日など保護者が集まる学校行事と同日開催で行われていることが多く、自身の子育ての悩みや不安を、同じ立場の保護者同士で情報交換でき、悩みを共有することで、保護者にとっての学びの場、悩みを解決、不安を解消できる場となっていると考えられます。

次に、「参加者の育児の負担軽減」ですが、学校、PTA行事開催時に託児所を開設し、乳幼児など小さい子どものいる家庭にとって、安心して参加できる体制整備として工夫されています。県内では、真庭市立川東小学校などで取り組まれており、中には美作市立勝田小学校など、地域の力を借りて運営している学校もありました。

最後に、「いつでも、どこでも必要な情報の共有」についてです。県内では、岡山大学附属小・中学校などで取り組まれていますが、この部分は県内では少し弱い状況のようです。県外では、島根県松江市立内中原小学校PTAや茨城県水戸第三高等学校のようにホームページやSNSを充実させ、研修会の案内や記録を発信するなどして、情報を届ける事例が見受けられました。このほか、研修の講義を動画でホームページに公開している青森県や福岡県の事例もありました。共働き等、研修に参加したくても参加できない保護者に研修の様子を伝えていく方法として有効な取組として考えられます。

これらの取組は、「第1 2(1) 子育ての悩みや不安の実態と課題」で指摘した、悩みや不安について、相談相手がない保護者、相談相手が分からない保護者、困ったときに助けてくれる人が近くにいない保護者など、家庭の孤立が窺われることや、「第1 2(2) 保護者の学校や地域との関わりの現状と課題」で指摘した、仕事の勤務時間など、家庭の事情によっては、学校と関わりを持っていない保護者の実態等を踏まえ、研修会等に「参加しやすい雰囲気づくり」の実施や、「参加者の育児の負担軽減」につながる体制整備、「いつでも、どこでも必要な情報の共有」ができる環境を整えていくことは重要と考えられ、地域の実状に応じた取組の推進が求められます。

第4 まとめ

今回の研究では、全ての保護者が最も接点を持ちやすい学校に焦点を当て、学校行事やPTA等の取組における保護者の学びにつながる県内外の好事例を収集し、「子どもを教え導くために学ぶ取組」、「子どもと保護者が一緒に活動したり、学んだりする取組」、加えて、「社会に開かれた教育課程の推進」として、教育課程内での取組か、教育課程外での取組か、4分割表（図10）に分け、その特徴等を整理しました。また、どうしても参加が困難な保護者のために工夫された取り組みについて、「様々な取組に参加が困難な保護者への対応」（図11）として好事例をまとめました。

（子どもを教え導くために学ぶ取組）

「子どもを教え導くために学ぶ取組」では、学習支援などのボランティア活動を通じて、家庭内では見ることのできない子どもの様子について知ることができ、保護者自身の子育てにプラスとなる学びがあることや、同世代の保護者や地域の人との関わりから、地域づくりを担う人材の一人として、その役割に気づく学びがあることなど、子どもに教えるための知識を学ぶことだけに留まらない、学びの広がりや深さについて整理することができました。

現在、共働きの家庭が増える中、取組を担う保護者は少数で、子育てを終えた世代が中心を担っている実態がありますが、この特徴や保護者の学びの意味を踏まえた推進が必要と考えられます。

（子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組）

次に、県内の事例は多くありませんでしたが、「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」では、子どもと保護者が当事者として一緒に学ぶテーマ設定になっていることや、子どもを巻き込むことで多くの保護者が参加する可能性があることなど、取組の特徴を整理することができました。そして、この取組では、子どもの柔軟な発想に刺激されて、保護者自身も深い学びへと促されていることや、同世代の家族とともに一緒に活動しながら課題解決の「方法」を学ぶ場になっていることなど、取組から得られる保護者の学びについて整理することができました。

現在、県内ではこのような事例が多くない実態を踏まえるとともに、このような取組が子どもの主体性を伸ばすことにもつながると考えられることから、この取組の特徴や保護者の学びにつながる意味などを有効に活用し、県の教育課題である中学生の家庭学習時間やスマホ・ネット問題などの課題解決に向け、取組の一層の推進が必要と考えられます。

（社会に開かれた教育課程の推進 及び 様々な取組に参加が困難な保護者への対応）

また、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、このような不安を抱える保護者に対して、保護者自身が最も関わりやすい学校を拠点により多くの保護者同士のつながりを、意図的に作っていく仕組みとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部を有効に活用し、地域学校協働活動として持続可能な運営の工夫をしていくことが必要と考えられます。

さらに、このような学校を拠点とした様々な取組にも、仕事の状況など家庭の事情によっては参加できない保護者が存在することを踏まえ、このような保護者に対して支援をしていく工夫点について整理することができました。

以上、今回の研究で整理することができた「子どもを教え導くために学ぶ取組」、「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」の特徴や保護者の学びの意味を、多くの保護者が認識し、保護者同士・地域の大人・子どもと関わりながら、子育てに関する学びを深めていくことを期待します。

そして、^{まなかつ}図10や図11のように整理できた、学校という場を拠点にした子育てに関する保護者の学び「学活」を、各市町村やPTAで現在行われている取組と比べることで、取組の見直しに活用していただければと思います。

第5 提言

県の教育課題の解決に向け、家庭における保護者の役割の重要性や今回の研究を踏まえ、保護者の学びの場の充実のために、保護者・PTA等、市町村・学校に求められることを提言としてまとめます。

保護者・PTA等へ

① 子どもと一緒に学び育つ親になろう！

子どもが幼いときの「子どもを教え導くために学ぶ取組」に集中している子育てから、子どもの成長に伴って「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」を加えた、子どもの状況に応じた子育てに、保護者の意識変革を期待します。

② 「^{まなかつ}学活」をすることで自分を育てよう！

最も関わりやすい学校という場を拠点に、保護者が保護者同士・地域の大人・子どもとの関わりを通して学ぶ取組（^{まなかつ}学活）に参加することを期待します。

③ 現代的課題や地域課題などは、子どもと一緒に学ぼう！

スマホ・ネット問題のような現代的な課題や、地域防災のような地域課題などについては、子どもも保護者も当事者として関わるテーマであることから、一緒に解決に向けて取り組んでいくことを期待します。

④ 保護者同士の輪を広げて子育ての悩みや不安を解決！

気軽に参加できる情報交換や交流会など、学校を拠点とした保護者の学びの場に、自身が参加し、積極的に保護者同士のつながりを持つことで、子育ての悩みや不安の解決に向けた一助となることを期待します。

⑤ 「住んで楽しい、育てて楽しい」地域づくりを次世代にもつないでいこう！

「地域の子どもは地域で育てていく」ことについて、学校という場を拠点に保護者がその役割を担い、保護者同士、地域の人と交流の中で推進し、次世代につないでいくことを期待します。

市町村・学校へ

① 「^{まなかつ}学活」推進の支援を！

保護者が最も関わりやすい学校という場を拠点にした保護者の学びの意味を再認識するとともに、保護者が保護者同士・地域の大人・子どもとの関わりを通して学ぶ取組（^{まなかつ}学活）を、県の教育課題解決のため、家庭教育を支援する1つの方法として推進していくことが求められます。

② 今回整理した4分割表の活用を！

○「子どもと保護者が一緒に活動したり、一緒に学んだりする取組」の充実

子どもを巻き込むことで、保護者の参加の動機につながるメリットを生かし、子どもと保護者が一緒に学ぶことができる取組を充実させていくことが求められます。

○「子どもを教え導くために学ぶ取組」をきっかけにした地域づくり

保育所・幼稚園・認定こども園及び小学校に通い始めるタイミングを大切にして、保護者同士だけでなく、多様な世代の地域の人との関わりを通して、地域づくりを担う人材の育成につなげていくことが求められます。

○保護者の学びを地域学校協働活動の中で充実

子どもの教育には、学校・家庭・地域が重要であることから、保護者の学びにつながる取組についても、地域学校協働活動の中で充実が求められます。

○従来の取組を4分割表に当てはめ、整理することで見直しのきっかけづくり

市町村、学校の取組を、今回整理した4分割表に当てはめ、従来の取組の不足部分を補足等の見直しが求められます。

③ 困難を抱える保護者への対応を！

○サロンなどの交流の場開設で「参加しやすい雰囲気づくり」

保護者の参加しやすい行事等との同日開催で、気軽に交流できる「サロン」、「茶話会」などの実施により、保護者同士の交流、相談の場の設置が求められます。

○行事開催日には託児所開設で「参加者の育児の負担軽減」

行事の開催日には地域の力を借りるなどして託児所を開設し、育児で多忙な保護者の参加への配慮が求められます。

○インターネット等の活用で「いつでも、どこでも必要な情報」

ホームページやSNSを充実させ、研修会の案内や記録を発信したり、研修の講義を動画でホームページに公開したりするなど、共働き等、研修に参加したくても参加できない保護者等へ必要な情報を提供していくことが求められます。

【参 考】

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員の会議委員名簿

【任期 平成30年7月6日～令和2年7月5日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野
1	井 辻 美 緒	(一社)やかげ小中高子ども連合代表理事	社会教育関係者
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大 西 泰 子	(一社)岡山県婦人協議会会長	社会教育・家庭教育関係者
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
6	熊 谷 慎之輔	岡山大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
7	清 水 玲 子	(株)山陽新聞社文化部部長	学識経験者
8	延 江 典 子	岡山県青年団協議会副会長	社会教育関係者
9	波 多 洋 治	岡山県議会議員	学識経験者
10	福 本 まゆみ	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
11	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークばらママ代表理事	家庭教育関係者
12	藤 木 茂 彦	(株)丸五代表取締役社長	学識経験者
13	松 本 俊 郎	放送大学岡山学習センター所長	学校教育関係者
14	村 上 岳	瀬戸内市民図書館長 (岡山県都市図書館協会副会長)	社会教育関係者
15	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長	社会教育関係者

(50音順)